

サービスの内容に関する揭示

項 目	内 容			
設置者の氏名・名称	株式会社FMC 代表取締役 大屋敷 幸志			
管理者の氏名	施設長 山口 厚子			
建物設備の規模及び構造	鉄骨造 ・保育室（1階 1室） 27.16㎡ ・調理室（1階 1室） 2.70㎡ ・乳児室（1階 1室） 3.86㎡ ・ほふく室（1階 1室） 16.55㎡ ・その他 15.75㎡ 総延べ面積 66.02㎡			
施設の名称及び所在地	ふれあい綾瀬保育園 〒252-1107 綾瀬市深谷中一丁目4番13号			
事業開始年月日	平成31年2月16日			
開所時間	月曜日から土曜日までの週6日 午前7時30分から午後18時30分までの11時間開所			
サービスの内容・利用料	※月極保育			
	年齢区分	従業員枠 保育料	地域枠 保育料	（注） 無償化対象の場合は、「施設利用給付費」相当額が控除されます。
	4歳以上児	27,100円	27,100円	
	3歳児	30,600円	30,600円	
	1・2歳児	35,700円	37,000円	
	0歳児	35,900円	37,100円	
	※3歳児クラス以上の無償化対象児の給食費 月極 7,500円 ※ 一時預かり：1回につき 2,500円 利用契約法人の従業員の負担額は別途料金表をご参照ください。			
入所定員	18名（0歳児2名、1歳児4名、2歳児12名）従業員9名、地域枠9名			
職員の配置数	施設長1名（保育士） 保育士6名 事務員1名 ※保育士及び子育て支援員は、児童数に応じて変動する場合があります。			

契約している保険の種類、保険事故及び保険金額の内容	・日本スポーツ振興センター災害給付保険：医療給付額 療養に要する費用の 4/10 死亡の場合 最大 3,000 万円 ・損害賠償責任保険：支払限度額 1 事故につき身体 5,000 万円 財物 1,000 万円 ・傷害保険（無過失保険）：死亡 300 万円 入院 2,000 円／日 通院 1,000 円／日
提携している医療機関の名称、所在地	・内科、小児科（内科健診 年 2 回実施） 綾瀬厚生病院 〒252-1107 綾瀬市深谷中一丁目 4 番 1 6 号 ・歯 科（歯科健診 年 2 回実施） 茅ヶ崎中央病院 〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目 2-3 ※当施設は、綾瀬厚生病院と提携しており、お子様が急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。
緊急時における関係機関の連絡先、保護者との連絡方法	綾瀬市健康こども部 子育て支援課 保育担当 0467-70-5615 大和警察署 046-261-0110 綾瀬市消防本部 0467-76-0119 大和・綾瀬地域児童相談所 0466-81-8066 ※ 緊急時連絡カードにより保護者に連絡する。
非常災害時の関係機関の連絡先、保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所及び避難方法	綾瀬市健康こども部 子育て支援課 保育担当 0467-70-5615 大和警察署 046-261-0110 綾瀬市消防本部 0467-76-0119 大和・綾瀬地域児童相談所 0466-81-8066 ※ 緊急時連絡カードにより保護者に連絡する。 ※ 毎月 1 回、避難・消火訓練を実施。年 2 回、不審者対応訓練を実施。 ※ 第一避難場所：綾瀬小学校 第二避難場所：綾瀬市オーエンス文化会館 ※ 乳児については個別に、他の児童はベビーカーにて移動。
虐待の防止に関する研修の実施状況、独自マニュアルの作成状況	虐待対応マニュアルに沿って全職員を対象に研修を実施。 ※ ふれあい綾瀬保育園 虐待対応マニュアルを作成済み。
設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別	④・有（ ）（ ） 県： 年 月 日 （受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む）

※保育料金の変更について

地域枠受入に伴い、金額変更になりました。（令和 4 年 4 月 1 日より）

※サービスの内容・利用料の無償化対象児の給食費について

「3 歳児クラス以上の」を追記しました。（令和 5 年 4 月 1 日より）

※入所定員に自社枠を追記しました。（令和 5 年 7 月 25 日）

※サービスの内容・利用料の無償化対象児の給食費について

「7, 500円」を追記しました。(令和6年5月1日より)

※入所定員について

「自社枠」を削除しました。(令和6年2月22日)

※提携している医療機関の名称、所在地について

歯科健診の実施回数、提携医療機関の変更(令和7年4月1日より)

※開所時間について、「延長保育については」を削除しました。

※サービスの内容・利用料について、延長保育料金を削除しました。(令和7年4月1日)

※提携している医療機関の名称、所在地について

歯科健診の提携医療機関の変更(令和7年10月1日より)